

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県設置条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 30 号	法 規 集	第 1 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	部の設置等については、知事の権限の分掌の在り方や行政システム改革の観点から常に見直しを進めており、適正な規定となっている。	○平成 20 年 4 月施行 総務部、企画部を政策部及び総務部に再編 ○平成 17 年 4 月施行 福祉部、衛生部を保健福祉部に再編、防災局を安全防災局に改編
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	行政システム改革の観点から見直しを進めており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	常に本庁組織の再編に取り組んでおり、行政システム改革基本方針の考え方に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触していない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		平成 20 年度の本庁再編に伴い改正を実施したところである。	行政システム改革の取組を進める中で、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)